

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第108号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年岩手県条例第52号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>（教員特殊業務手当）</p> <p>第19条の2 [略]</p> <p>2 前項の手当の額は、勤務1日につき<u>6,400円</u>の範囲内で人事委員会の定める額とする。ただし、同項第1号アの業務が、被害が特に甚大な非常災害（人事委員会の定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務に従事したものである場合にあっては、当該人事委員会の定める額に100分の100の範囲内で人事委員会の定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>（教員特殊業務手当）</p> <p>第19条の2 [略]</p> <p>2 前項の手当の額は、勤務1日につき<u>8,000円</u>の範囲内で人事委員会の定める額とする。ただし、同項第1号アの業務が、被害が特に甚大な非常災害（人事委員会の定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務に従事したものである場合にあっては、当該人事委員会の定める額に100分の100の範囲内で人事委員会の定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>
2	<p>（教員特殊業務手当）</p> <p>第19条の2 教員特殊業務手当は、県立の中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、常勤の講師、実習助手又は寄宿舎指導員が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに、支給する。</p> <p>（1）～（5） [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>（教員特殊業務手当）</p> <p>第19条の2 教員特殊業務手当は、県立の中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する<u>主幹教諭</u>、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、常勤の講師、実習助手又は寄宿舎指導員が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに、支給する。</p> <p>（1）～（5） [略]</p> <p>2 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この条例は、平成27年1月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年4月1日から施行する。
- この条例（表1の項の改正部分に限る。）による改正後の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例第19条の2第2項の規定は、この条例の施行の日以後

に従事する業務に係る教員特殊業務手当について適用し、同日前に従事した業務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。